

「職員の提案による事務事業の見直し」提案事例概要資料①

提案件名	「敬老記念品贈呈事業」の廃止・縮小	
対象事業名	敬老記念品贈呈事業	
関連課	高齢者支援課	
提案内容	提案の着想・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・時代・目的との適合性 ・類似事業の集約・統合、実施主体の見直し ・効果的な運営、事業の必要性
	提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行っている敬老記念品贈呈事業の廃止、または88歳対象者の廃止、対象年齢の引き上げ等の見直しを行う。 ・88歳を迎えた方に1万円分の商品券、100歳を迎える方に3万円の商品券を、毎年9月に民生委員・児童委員及び郵送にて贈呈しているが、88歳の敬老記念品対象者は毎年増加傾向である。 ・事業が始まった昭和33年当時とは状況が変わり、今後高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等、敬老記念品対象者が増加していくことが想定されることから、本事業について見直しが必要と考える。 ・市が行っている敬老記念品贈呈事業と、社会福祉協議会が行っている90歳表彰（記念品贈呈）の対象者の年齢が近く、対象者の多くが重複している。高齢化に伴い対象者が増える中で、似たような事業を市と社協とでやらなくてもよいのではないか。 ・総コストで約1千万円（人件費込み）の削減が見込まれる。
関連課意見	提案導入の可能性	<p>提案の内容を改善すれば実施できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年の日本人の平均寿命（厚労省）は男性81.09歳、女性87.26歳であり、過去最高を更新しており、男女とも平均寿命が80歳を超えていることから、敬老記念品贈呈対象者が年々増加傾向となっている。 ・社協が行っている90歳表彰は、市と共催の「高齢者福祉大会」に招待することと、表彰状及び記念品（お赤飯）の贈呈であり、御祝いとしては年齢に近いものがあるが、記念品代としては大きな差があると認識している。 ・また、平均寿命から88歳（米寿）が長寿として御祝いする年齢ではないとの意見もあるが、本事業の要綱の趣旨は、「高齢者に対し敬老の意を表し、及び高齢者の福祉の増進を図るため」とある。本事業は長寿をお祝いすることも含まれているが、88年間、100年間生きてきたことに敬意を表する意味が大きいと考える。 ・しかし、限られた予算で本事業を継続・実施していくためには、事業の縮小を視野に入れて検討していく必要はあると認識しているため、段階的に減額していくこと等を検討していきたい。 ・また、対象年齢については、他市の状況からも、現状維持（88歳と100歳）が適正であると考えます。
	提案導入にあたっての現状における課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老記念品贈呈対象者の理解を得る必要がある。 ・また、減額を実施する場合、前年度以前の該当者との公平性の観点から一定期間において、一定の金額で減額していくなどの経過措置を設ける必要がある。

	備考(関連法令等)	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老記念品代の額の変更について、小平市敬老記念品支給要綱を改正する必要はない。 ・(支給する敬老記念品)「第2条 支給する敬老記念品は、毎年度予算の定める範囲内で別に定める。」となっており、要綱で単価設定されていないため、単価変更は可能。 ・ただし、対象年齢を変更する場合は、第3条で88歳と100歳を規定しているため要綱改正が必要である。 										
	事業開始年度		昭和33年度			実施の形態			直営			
実施の根拠		市要綱等			主体の多様性			国・都でも実施				
目的		「敬老の日」を祝し、市内に居住する88歳、100歳の高齢者に対し、敬老記念品を贈呈し、あわせて福祉の増進を図ることを目的とする。										
対象		88歳、100歳の高齢者						対象者		815人		
平成29年度の事業内容		敬老記念品を88歳(1万円相当)791人(外辞退1人)、100歳(3万円相当)22人(外辞退1人)の方に対し、平成29年9月に贈呈した。100歳の希望者(4人)には、市長から贈呈するとともに、88歳の代表者(1人)には高齢者福祉大会で贈呈を行った。										
事業概要 (平成29年度決算)	財務内容	年度		27年度		28年度		29年度		30年度予算 (事業費のみ)		
		総コスト(千円)		8,910		9,378		10,682		-		
		経費	事業費		8,184		7,680		8,884		9,729	
			人件費		727		1,698		1,798		-	
		財源	国都支出金		0		0		0		0	
			その他		0		0		0		0	
			一般財源		8,910		9,378		10,682		(9,729)	
	職員・再任用(人)		0.10	0.00	0.23	0.00	0.24	0.00	-	-		
	活動指標	年度		27年度		28年度		29年度				
		贈呈者人数 (人)	目標値		-		-		-			
実績値			725		688		813					
備考												

○小平市敬老記念品支給要綱

平成10年 4月 1日

事務執行規程

改正 平成16年 4月 1日事務執行規程

平成18年 4月 1日事務執行規程

平成20年 4月 1日事務執行規程

平成21年 4月 1日事務執行規程

平成22年 5月31日事務執行規程

平成24年 7月 9日事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対し敬老の意を表し、及び高齢者の福祉の増進を図るため、敬老記念品の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給する敬老記念品)

第2条 支給する敬老記念品は、毎年度予算の定める範囲内で別に定める。

(支給資格)

第3条 敬老記念品の支給を受けることができる者は、当該年度の8月14日(以下「基準日」という。)において市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年の8月15日から基準日までの間に88歳に到達する者であること。
- (2) 基準日の属する年の3月31日から翌年の3月30日までの間に100歳に到達する者であること。

(支給決定)

第4条 市長は、前条に規定する支給資格があると認めるときは、敬老記念品の支給を決定し、その旨を当該支給の決定を受けた者に通知するものとする。

(届出)

第5条 前条により支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 敬老記念品の支給を辞退しようとするとき。

(支給期日)

第6条 敬老記念品は、敬老の日に支給する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、これを変更することができる。

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。